

令和5年度こころの健康相談統一ダイヤル深夜・休日相談  
業務委託に係る企画提案募集要項

令和5年2月

山梨県福祉保健部健康増進課

※山梨県福祉保健部健康増進課が実施する本業務は、令和5年2月山梨県定例県議会において、当該業務にかかる当初予算が否決された場合は執行しないものとします。

この「企画提案募集要項」は、山梨県が実施する、令和5年度こころの健康相談統一ダイヤル深夜・休日相談業務（以下「業務」という。）の委託に関し、企画提案をしようとする者（以下「提案者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

## 1 業務概要等

### (1) 委託業務名称

令和5年度こころの健康相談統一ダイヤル深夜・休日相談業務委託

### (2) 業務内容

別紙「令和5年度こころの健康相談統一ダイヤル深夜・休日相談業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

### (3) 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

### (4) 委託料上限額

金 8, 430, 400円（消費税及び地方消費税を含む。）

### (5) 契約担当者

山梨県知事

## 2 企画提案の参加資格

次に掲げる要件の全てを満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社再生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人にあっては、その役員が暴力団員でないこと。
- (4) この公告の日から契約までの間に、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」（平成10年4月1日）に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれていない者。
- (5) 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税又は地方消費税の滞納がない者。
- (6) 業務と類似する契約の十分な履行実績・経験を有していること。具体的には、令和2年4月1日から企画提案参加資格確認申請書の提出の日までにおいて、国または地方公共団体から受託した本業務と類似する契約の履行実績を3件以上有する者であること。

## 3 契約形態

公募型プロポーザル方式により、企画提案について審査の上、最も優れた評価を得た者と随意契約により委託契約する。

#### 4 参加申込み

参加を希望する者は、次により参加資格を有することを証明するため、次のとおり必要書類を作成し、持参又は郵送により提出した後、企画提案参加資格の確認を受けなければならない。

##### (1) 提出期限

令和5年2月22日（水）17時15分まで [必着]

##### (2) 提出先

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号  
山梨県福祉保健部健康増進課心の健康担当

##### (3) 提出書類

ア 企画提案参加資格確認申請書（様式第1号）

イ 誓約書（様式第2号）

ウ 法人の概要が分かる資料（定款、寄附行為、パンフレット等）

エ 業務実績証明書（様式第3号）

オ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書）

カ 印鑑証明書

キ 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税又は地方消費税に関する納税証明書

※上記オ～キについては、3ヶ月以内に取得した正本とする。

※既に物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和3年3月8日山梨県告示第67号）に規定する物品等入札参加資格者名簿に登載されている法人等は、山梨県物品等競争入札参加資格通知書の写しにより、上記オ～キに代えることができる。

#### 5 質問及び回答

募集要項等に係る質問及び回答については、以下のとおりとする。

##### (1) 質問受付期限

令和5年2月22日（水）午後4時まで

##### (2) 質問方法及び送付先

質問票（様式第4号）により、電子メールにて提出すること。なお、送信後は電話にて山梨県側の受信を確認すること。

山梨県福祉保健部健康増進課心の健康担当

電子メール：kenko-zsn@pref.yamanashi.lg.jp

TEL：055-223-1495

##### (3) 質問に対する回答

質問に対する回答は一覧形式で作成し、参加資格確認申請者全員に対し、電子メールにて回答する。回答を受信した場合には、速やかに受信確認メールを送信すること。なお、質問への回答は随時行うが、最終回答期限は令和5年2月28日（火）午後5時とする。

## 6 参加資格審査結果の通知

- (1) 参加資格確認の結果通知は、令和5年2月28日（火）までに郵送及びFAXにより通知する。
- (2) 参加資格がないと認められた者は、その理由について説明を求めることができる。説明を求める場合は、令和5年3月3日（金）までに、知事宛の書面（任意様式）を4（2）に示す提出先に郵送にて提出するものとする。

## 7 企画提案書の提出

参加資格審査の通過により企画提案書を提出する者は、次により必要書類を持参又は郵送にて提出すること。

- (1) 提出期限 令和5年3月9日（木）17時15分まで [必着]
- (2) 提出先 4（2）に同じ。
- (3) 提出書類

下記の「8 審査・選考方法（1）」に記載の評価事項及び評価項目に沿って、次のとおり企画提案書一式を提出するものとする。

- ア 企画提案書の表紙（様式第5号）
- イ 事業者の概要に関する調書（様式第6号）
- ウ 業務実施体制に関する調書（様式第7号）
- エ 事業実績に関する調書（様式第8号）
- オ 事業受託に関する調書（様式第9号）
- カ 事業計画案（様式第10号）
- キ 見積書（任意様式）

※各調書等について、記入欄が不足する場合は増やすことも可とする。また、内容が的確にわかる資料があれば、各調書等に「別紙〇〇のとおり」と記載し、資料を添付することも可とする。

- (4) 提出部数 5部  
1部のみ正本とし、残り4部は副本で可とする。
- (5) 企画提案書の審査会開催予定日  
令和5年3月17日（金）予定  
※時間等、詳細は別途お知らせします。

## 8 審査・選考方法

- (1) 応募のあった提案内容について、提出された企画提案書類及びプレゼンテーションによる審査を行い、最も優れた提案をした者を決定する。  
審査は、次の評価項目により点数評価を行う。

評価事項	評価項目	細目	配点
1 提案者の評価	(1) 業務実施体制		10
	(2) 同種関連事業の実績		5
	(3) 受託にあたっての利点や特徴		10
2 提案内容の評価	(1) 政策への理解		10
	(2) 事業企画提案内容	業務管理体制	10
		相談件数多数の時の体制	10
		緊急案件への対応	15
		研修等の体制	15
		個人情報の保護	10
(3) 積算内容の妥当性		5	
合計			100

※委員の平均評価点が60点に満たない提案は不採用とする。

※一項目でも委員が0点とした提案は不採用とする。

(2) 有効な提案書が1つに限られる場合は、審査会の意見徴収を省略する場合がある。

(3) 参加が無効になる場合

参加意思表明書及び企画提案書等が以下の項目のいずれかに該当する場合は、参加を無効とする場合がある。

ア 提出期限、提出先及び提出方法が適合しないもの

イ 委託料が上限額を超えるもの

ウ 虚偽の内容が記載されているもの

エ 参加資格のないもの

(4) 審査結果の通知

令和5年3月下旬に結果を通知します。

## 9 委託契約の締結

(1) 提出された企画提案書を評価基準に基づき審査を行った結果、最も優れた提案をした者と随意契約による、本業務委託の契約手続を行う。

(2) 選定された提案者と協議が整わない場合は、提案次点者と同様の契約手続を行う。

(3) 契約の締結は、令和5年度当初予算発効後に行う。また、令和5年度当初予算について契約に係る経費を減額し、又は削除する議決があった場合は、契約を締結しないことがある。

## 10 特記事項

(1) 参加に係る経費は、全て提案者の負担とする。

(2) 提出された企画提案書類等は返却しない。

(3) 採用された企画提案の実施にあたっては、本事業の目的達成のために必要と認められる場合には、契約担当者と受託者との協議の上で内容を変更することがある。

- (4) 虚偽の記載があった場合には、当該企画提案は選定後であっても無効とする。  
(5) 選定結果については、各提案者に通知する。

#### 11 スケジュール

- 令和5年2月14日(火) 募集要項等の公開 ※公告日  
令和5年2月22日(水) 質問受付期限、参加資格確認申請書提出期限  
令和5年2月28日(火) 質問回答期限、参加資格審査結果通知  
令和5年3月9日(木) 企画提案書等提出期限  
令和5年3月17日(金) 企画提案書の審査会開催予定日  
令和5年3月下旬 選定結果通知発送  
令和5年4月1日(土) 委託契約締結・事業開始

#### 12 問合せ先

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号  
山梨県福祉保健部健康増進課心の健康担当  
担当者 今宮  
電話 055-223-1495 (直通)  
FAX 055-223-1499